

○西宮市消費生活センター施設管理運営要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、西宮市消費生活センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(使用制限)

- 2 次の各号に該当する場合は、センターの使用を許可しない。
 - (1) 営利を目的とするとき。ただし、物品の販売その他これに類似する行為を行わないときは、この限りでない。
 - (2) 危険物を持ち込むとき。
 - (3) 飲酒・飲食を主たる目的とするとき。
 - (4) 保護者等の付き添いのない中学生以下のみを使用するとき。
 - (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織又は集団の集まりのとき。
 - (6) その他、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用者の遵守事項)

- 3 センターの使用者は、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 第1学習室、第2学習室及び実習室の使用許可時間を厳守すること。
 - (2) 使用後は清掃など、整理及び整頓を行い、使用前と同じ状態にもどすこと。

(共同利用室)

- 4 共同利用室を次のとおり設置し、運営する。
 - (1) センターを拠点とした消費生活に関する活動及び学習を促進し、かつ、支援するため、共同利用室を設置する。
 - (2) 共同利用室の利用は無料とし、登録団体に優先的に使用させる。
 - (3) 共同利用室内にロッカーを設置し、登録団体には1団体につき1つのロッカーを無料で貸与する。

(印刷機の使用)

- 5 センター業務用に設置している印刷機の使用について、次のとおり取り扱う。
 - (1) 次の各号に定める者に使用を認める。
 - ア 登録団体
 - イ 市長が使用を適当と認める者
 - (2) 前項に掲げる者は、印刷機を使用するときは、製版1回につき100円を支払わなければならない。この場合において、印刷用紙は自らが持ち込むものとする。
 - (3) 印刷機の料金を徴収したときは、領収書を発行する。
 - (4) 登録団体等にあつては、この料金について一定の期間分を一括徴収とすることができる。

(その他付属設備の使用)

- 6 次の各号に定める付属設備の使用については、無料とする。
 - (1) 資料・情報コーナーの映像・音声機器
 - (2) 第1学習室の視聴覚機器及びマイク
 - (3) 第2学習室のテレビデオ
 - (4) 実習室の冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、電子レンジ及びガス器具

(様式)

- 7 西宮市消費生活センター条例施行規則第4条及び第5条に規定する書類の記載事項は、別表1のとおりとし、その様式は別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成19年11月1日から施行する。ただし、第2項の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

別表第1（第7条関係）

名称	記載事項	条項
センター使用許可申請書	申請者の住所・氏名・電話番号（団体にあつては、その名称・代表者氏名・所在地・電話番号）、申請年月日、使用目的・内容・人員、金銭徴収の場合の1人当たりの金額・徴収名目、使用日時、使用室名、使用料減免申請理由、使用希望の付属設備等	西宮市消費生活センター条例施行規則第4条
センター使用許可書兼領収書	使用者の住所・氏名・電話番号（団体にあつては、その名称・代表者氏名・所在地・電話番号）、使用目的・内容・人員、金銭徴収の場合の1人当たりの金額、徴収名目、使用日時、使用室名、使用料減免理由、使用許可する付属設備等、許可番号、許可年月日、使用料金額、減免金額、領収金額、領収年月日、現金取扱員印	西宮市消費生活センター条例施行規則第5条